

令和5年色麻町議会定例会6月会議会議録（第2号）

令和5年6月14日（水曜日）午前10時00分開議

出席議員 13名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
11番	山田康雄君	12番	福田弘君
13番	中山哲君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

2番	佐藤忍君	3番	相原和洋君
----	------	----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	高橋正彦君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	山田栄男君
税務課長兼総合徴収対策室長	今野尚佳君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	高橋康起君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	渡邊勝男君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	浅野裕君
建設水道課長	高橋秀悦君

色麻保育所長兼清水保育 所長	今 野 稔 君
教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	竹 荒 弘 君
社会教育課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	今 野 和 則 君
農業委員会事務局長	山 崎 長 寿 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	遠 藤 洋 君
書 記	大 泉 信 也 君

議事日程 第2号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 報告第3号 令和4年度色麻町繰越明許費繰越計算書について
(令和4年度色麻町一般会計繰越明許費)
- 日程第4 報告第4号 令和4年度色麻町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第5 議案第48号 色麻町監査委員の選任について
- 日程第6 議案第49号 色麻町教育委員会委員の任命について
- 日程第7 議案第50号 色麻町農業委員会委員の任命について
- 日程第8 議案第51号 色麻町農業委員会委員の任命について
- 日程第9 議案第52号 色麻町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第53号 色麻町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第54号 色麻町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第55号 色麻町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第56号 色麻町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第57号 色麻町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第58号 色麻町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第59号 色麻町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第60号 色麻町農業委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第61号 色麻町農業委員会委員の任命について
- 日程第19 議案第62号 色麻町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の廃止に
ついて

- 日程第20 議案第63号 色麻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第64号 色麻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第65号 令和5年度色麻町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第66号 令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 報告第3号 令和4年度色麻町繰越明許費繰越計算書について
（令和4年度色麻町一般会計繰越明許費）
- 日程第4 報告第4号 令和4年度色麻町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第5 議案第48号 色麻町監査委員の選任について
- 日程第6 議案第49号 色麻町教育委員会委員の任命について
- 日程第7 議案第50号 色麻町農業委員会委員の任命について
- 日程第8 議案第51号 色麻町農業委員会委員の任命について
- 日程第9 議案第52号 色麻町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第53号 色麻町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第54号 色麻町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第55号 色麻町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第56号 色麻町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第57号 色麻町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第58号 色麻町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第59号 色麻町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第60号 色麻町農業委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第61号 色麻町農業委員会委員の任命について
- 日程第19 議案第62号 色麻町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第20 議案第63号 色麻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第64号 色麻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

午前10時00分 開議

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、2番佐藤 忍議員、3番相原和洋議員の両議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（中山 哲君） 日程第2、一般質問を行います。

前日に引き続き、一般質問を継続いたします。次に、10番天野秀実議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。10番天野秀実議員。

〔10番 天野秀実君 登壇〕

○10番（天野秀実君） それでは、通告しておりました2か件について質問をさせていただきます。

まず初めに、農地の取扱いについてですが、これは今回の一般質問で取り上げる予定はなかったにもかかわらず、あえて取り上げることになった次第について、まず説明だけしておきたいと思います。

先般、我が委員会において太陽光発電施設についての聞き取り調査を行いました。その聞き取り調査の以前、以後にですね、委員会としてではなく、議員個人的にその場を視察した方が複数以上おります。そこで、どうも書類と現場の実態に大きな乖離がある可能性が極めて強いと。それで、今回は太陽光発電のことについては触れませんが、この調査を終えた後、ふと気になったのが、大原地区での汚染牧草をすき込み予定していた水田のその後の取扱いでございました。このことを踏まえて、太陽光発電についても書類と現場に大きな齟齬があったと。この大原地区の汚染牧草のすき込みの水田としての農地にも書類と現場に大きな齟齬があったということで、再度ですね、このことにつ

いて、どのような取扱いをしたのかについてお伺いいたします。

それでは農地の取扱いについて。大原地区で汚染牧草のすき込みを中止した水田がありました。その後の農業委員会としての対応についてお伺いいたします。これは現地の調査も含めて農業委員会として、どのような対応が行われたのかをつまびらかに説明していただけると大変本員としてはうれしく思いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 天野議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

農業委員会としての対応ということでございますが、私のほうからお話を申し上げたいと思います。

当該土地は、現所有者の手に渡る以前には、農地として利用するためには、一定水準以上に物理的条件整備が必要な土地と判断される遊休農地でした。そのため、現在のようには耕作できるまで、それなりの手をかける必要があったものと推測されます。現所有者が耕作目的で土地を取得し、牧草の播種、集草、運搬の一連の作業を考慮して、土地を整備し、現状に至っているものと認識しております。

農業委員会としては、現在も牧草を生産していることを確認しており、特に対応は行っておりません。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 実は執行部の職員の皆さんにも自分たちの課題だということで、この議論に参加していただきたいと思います。教育委員会の教育総務課長もいずれね、農業委員会なり産業振興課とか、場合によっては多分そのうち総務課とか法律を扱うねというところに異動することがありますし、皆さんもそういう立場の方ですので、ぜひ今後の対応についてどうしたらいいのかということと一緒にこの議論に参加していただければ幸いです。

そこで、書類はこれは水田だったんですね。現況は簡単に言うと、小高い丘になっていましてね、そして水田なんです。土質がどうなのかという御案内のとおり、とても水田とは言えないような土質がそこにある。そのときですね、今回、太陽光発電施設についても同じことなんです。書類と現況にこれだけ大きな乖離、差があったとすると、その農地を守る立場にある農業委員会、これは町長部局ですからね、これは色麻町の農地を守っていくと、農業を守っていくという立場にある農業委員会として、しっかりとした対応をしておかないと、今後ですね、虫食いのように業者が入ってきて、特に太陽光発電なんていうのはそうなんです。これから起きることが非常に想像しやすいような状況に、今、なっているように思うんですね。そこで、この回答によりますと、前半は推測ですからこれは触れません。そう推測しているわけですから、推測については触れませんが、特に対応は行っておりませんと言われてもですね、これはいかなものかと思うんです。農業委員会の、私から言う必要はないんですが、農業委員会の役割には明確に幾つかの役割が提示されております。そして、私も農業委員をやっ

た経験上ですね、少しではありますが、農業委員の役割を知ってるつもりです。そして私も農業者でありましたので、特に産業振興課、農業委員会がね、その立ち位置がしっかりしていないと、これは場合によってはこれから業者の都合でね、農地がね、適当に利用される可能性が出てきているんだなということ、多分この前の委員会で何人かの議員は自覚したと思うんですよ。全く違うわけですから。書類と現実が。ということでね、町長は自信を持って、特に対応は行ってないんだろけれども、こういった場合、農業委員会はどのような対応をするのが本来の姿なのでしょうかとということ、私は問いかけているのさ。これは執行部の皆さんに問いかけている。その辺についてもう一度回答をいただければ幸いです。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、指摘されている場所については、もともとは水田だったかもしれませんが、今は採草地ということで利用している状況ですね。別にこの太陽光がここに予定されているとは聞いておりませんで、現在は採草地として利用をされていると。その現状からして、現に採草地という状況になっているということです。農業委員会としても別に特に変更されている状況ではないというふうに判断されているものというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 私もちよっとだけ農業委員会にはいました。ですから、分からないわけではないんです。例えば地目を変更するときとか、現状を変更するときね、水田だったところを土盛りか何かしてね、牧草地にするのは、これはいいですよ。その場合、元あった農地の状況よりもよくなるという前提なのさ。それで私たち農業委員はそれを認めてきたと理解しているんです。農地の番人としてね。色麻町の農地を守っていくと。水田だったところにさ、瓶掛とか土砂とかさ、盛って丘になって、地目は水田、その土質が全くよくなっている状況ではないわけさ。これはね、全員で確認しているんです。職員の皆さんも確認してます。ただ、現在のね、今の職員の方々のときにそれが行われたとは私、思っていないんですよ。多分ですよ。想像するとね。でなかったとしても、こういった状況になっていることについて、農地の番人である農業委員会として、しっかりとした見解をやはり表明する必要があるのではないかと私は言っているんです。そうでないと何でもよくなるの。勝手に水田だったところにね、建設資材をぼんぼんぼん投げ込んでね、ここは田んぼですよ。そして、奨励金はいただきますよ。田んぼだから、地目は。今、地目は田んぼなんですよ。そういったでたらめなことだつてね、起きかねないんですよ。そんなでたらめなことやる人はいないと思いますけれども、でも農業委員会の役割として、そういったことについて、しっかりとした指針を町民に示しておくということが、私は必要なんだろうと思っているんです。でないと、これから次のね、産業振興の部分についても、公社のことについても触れるんですが、業者というのは、その町の農業政策なり産業政策が衰退しているを見ると、どんどん入ってくるんですよ。どうせやる気ないんだからとか、いろいろな施設を盾に入ってくる。

私はこの町が町長が言われるように農業を基幹産業、一つの基幹産業の軸とした町であるという考え方を持っているようですから、だとすればその農地の番人、農業振興の軸となる農業委員会というのは、やはりこういったものについて、しっかりとした指針を出しておく必要があると思っています。

さらにね、ついではですから言わせていただきますが、うちの委員会としてまだ結論は出していないんですが、全員がその現場を見に行っていないものですから、太陽光発電施設でも書類に書かれてあることと、実際にその現場がね、現場に大きな乖離があったとすると、やはり農業の町を誇る色麻町、色麻町のね、農業委員会として、また、その町のリーダーのトップとしてね、その状況をね、そのままに見過ごすというのは、いかななものかという思いがあるんですね。そういった思いがあるものですから、この辺について特に対応は行っておりませんって、行ってないのは分かりますが、このままでいいとお考えになっているということではよろしいんですか。それともいや、いや、今後ともこのことについては何ら対応せずに、町執行部としては通り過ぎていくと、そういう理解の仕方を私はしておいて、そうするとよろしいんですかということ再度問いかけます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） まず最初に、農業委員会の委員の皆さんは、農地をやはり守る、大事にするということについては、そういう信念の下で職務を遂行されているというふうには私は信じております。ですので、農業委員会の皆さんに不備があるというふうには、まず思っておきません。そして今、心配されている話、要するに農地が荒地になるような状況、そういうことについては、私も同じようにこれは心配ですし、そういうことはあってはならないと。当然、農業委員会としてもそういうことには指摘をされているというふうに思っております。今、問題とされている場所、大原地区のいわゆる前年汚染牧草をすき込みをしようとした場所でありまして、これは確かに水田ですから、水田を草地にしているということで、農地に活用してここを利用していることについては、農業委員会としても何ら問題はないというふうに私も思います。確かに私も見たところ、道路敷の道路に砂利もありました。ただ、それは意識的に外から砂利を盛ってそこに散らばしたわけでも何でもなくて、もともとあったんだろうというふうには私は見ました。そういうことを若干整備をしながら、現在、採草地として利用をしているというふうに見ておりますので、多分、農業委員会としてもそういうふうな判断の中で、特に対応はする必要はないというふうにされたものだと思います。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 大変残念な回答ですが、この辺については、これ以上言っても多分しょうがないんだと思います。そういう見解を持っていれば。要するに、もともとそこはそういう土があったところだと。そうすると、もともと丘を田んぼだとしていたんですよ。丘なんだけれども、田んぼだという名目で、農業委員会でもね、色麻町でも認

めていたということを今、言っているんです。丘なんだよ。私たちが見てきたのは、水田に簡単に言うと、土砂を盛ったと見てきた。そして、地目は水田だと見てきた。ただ、町長はね、もともとそれは丘だったところを地目は田んぼにしてあると、だから問題ないと。これは一定の見解は私は出しておいたほうがいいんだろうと思います。それでね、いずれ太陽光発電施設のことについても、そのうち皆さんと一緒にその現場を確認して、しっかりとした結論を出さなくちゃいけないだろうけれども、これだけ書類と現場に乖離があった場合、自治体として、行政としてね、職員としてどうあるべきなのか。どういった対応をしていくべきなのか。どういう善処の仕方があるのかということ、今こそ考えていくときではないんだろうかと、私は思っているものですから、この質問をしたんですよ。そういうことで、これは次に進ませていただきます。

それで2点目として、株式会社色麻町産業開発公社について質問しております。

1つ、5月22日、委員会質疑の際に、未回答だった点について伺っております。その中で、株主に1株5万円の現金を返すことはできるのかと。それから、事実上の経営者は誰なのか。それから、取締役会に町の職員が参加している理由は何なのかと。

大きな2番目として、会社を設立した目的。

3番目、設立時における会社の実態。

4、町と会社との関わりについてね。町と会社はどのような関わりをするのが妥当なのかということについてですが、以上あらかじめ質問の要旨を出しておりますので、回答をいただきます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 天野議員の2つ目の質問、色麻町産業開発公社についてということで質問をいただいておりますので、お答えを申し上げたいと思います。

まず、株主に1株5万円の現金を返すことはできるのかということについてでありますけれども、返済期限が到来すれば、返済義務が発生する融資とは違いまして、出資金とは原則として返還は不要のものであります。公社が解散あるいは清算する場合には、出資者には出資金を返還することとなりますが、その場合にも厳密には出資金の返還ではなく、残余財産の分配ということになります。仮に債務超過の状態では破産あるいは特別清算するということとなりますれば、残余財産の分配はないということになります。株式とは事業実施のために発行するものでありますので、色麻町産業開発公社も他の多くの株式会社と同様に、全ての発行済み株式を買い取ることは現実的ではないというふうに考えております。

また、事実上の経営者は誰かということではありますが、代表取締役社長を含めました5名の取締役ということになります。

それから、町の職員が参加している理由ということではありますが、公社における取締役会には、公社からの要請によって参与という立場で出席をしております。

以上でございます。私からは以上でございます。

2番と3番、4番、会社の設立関係以下については、担当課から回答を申し上げたい

と思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） それでは、会社を設立した目的ということで回答させていただきます。

まず公社ですね、公社は色麻町及び町内各種団体との有機的結合によって、地場産業振興に関するシステムを確立しまして、農林水産業、商工業を発展させ、活力ある地域社会の場を創造し、町民福祉の向上に寄与することを目的としまして、平成2年に任意団体として設立され、平成6年に第三セクター方式の法人となりました。法人認証のない任意団体では、資本の充実や財産運用の面で事業の拡大、発展に障害になるおそれがあったため、対外的信用と地位の確保を図るため、株式会社に移行したものでございます。

次に、設立時における会社の実態ということで、公社は平成6年7月26日に資本金1,420万円で設立いたしまして、当時の主要観光施設、ステーキハウスふるさとの運営を行ってまいりました。

4点目の町と会社との関わりについては、法人化以前、町職員が当時のステーキハウスふるさとへ出向し、事務及び調理の分野で関わっておりました。現在は今年2月に公社が策定しました経営改善計画に基づきまして、毎月の報告を受けながら、状況の把握に努めております。町としては公社設立の経緯や、地場産業を軸とした観光振興によりまして、経済を含めた地域活性化の重要な役割を担っていることから、存続させる意義は大きいものと捉えております。現在の公社は債務超過の状況にあるものの、事業内容の効率化や営業努力、現在の借入金に係る債務整理等に積極的に関わることで、経営の立て直しを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 今、町長のほうからですね、会社を設立した目的以後については、担当課からの説明ということでね、担当課が産業振興課ということになるんだろうと思います。話を先に進めるときね、整理しておかなくちゃならないんですが、これ私、株式会社だと思ってたんですが、株式会社の担当課というのは、多分ないと思うんですよ、株式会社に対して。積水ハウスに対する担当課が総務課とかさ、これはないんだけど、担当課が産業振興課だと。そうすると、これ実は株式会社じゃないということなのかなと、今、ふと思ったんです。

それから、昨日の議会ですら、議員と町長とのやり取りの中で、町のお金をこの公社に簡単に言うと、お配りしたらいいのではないかという提案がありました。町長は、いや、いや、それはどうかなと、それよりも職員に、職員の賃金を町のお金で賄いたいという、こういうお話があったものですから、そうするとこれは株式会社じゃないんじゃないかなと思って聞いていたんですよ。そこで、昨日の議員との議論の中で、どうも第三セクターだということで話を進めてた節があったものですから、私も非常に混乱し

たんですが、これはこの会社は実は第三セクターだということによろしいわけですね、そうするとね。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 当然、第三セクター方式の株式会社と、こういうことですね。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 株式会社なんですか。そうすると、例えば第一セクター方式のやり方というのもあるし、第二セクター方式のやり方というのもあるんです。今、第三セクターだと言ったんですよ。第三セクター方式というのは、ちょっと整理しておきたいんですが、どのような株式会社なんですか。誰がつくるわけですか、この第三セクター方式だと。設立するのは。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） いわゆる筆頭株主が町だということが、いわゆる主流株主が町ということでの第三セクターというふうになります。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） これ、ここをやっていると、ちょっと多分私も分からないかもしれないけれども、町長もちょっと答弁が私は違うと思ってるんですが、ざっくり言うと、第一セクター方式と第二セクター方式の団体が1つにまとまったから第三セクター方式になるんだということ、これ株式会社となっています、株式会社。どういうセクター方式でもいいんだけど、最終的には株式会社なんです、株式会社。株を発行してつくり上げた会社。そこでね、会社を設立した目的を私は聞きました。よくちょっと理解できないんですが、ざっくりと平たく分かりやすく言いますとですね、株式会社というのは、何をやる会社かというのがはっきりしているんです。なぜ存在するかというのがはっきりしてる。これは利益を上げるためだけに存在するんです。そのために会社にした。そして人によってはね、利益を上げることはいけないことだという方もいるかもしれませんが、株式会社というのは、利益を上げることによって社会貢献をするという、そういう役割を持ってるんです。利益を上げるから町に税金を納められる。社会貢献しますよね。それから、利益も上げてから職員を養うことができると。その職員もお給料をいただいて、税金を納めることができると。要するに、そして利益を上げているから株主への配当もできると。だから利益を上げることを目的としているのが株式会社なんです。株式会社が利益を上げずに社会貢献というのは、これはあり得ないんです、これはむしろ皆さんに迷惑をかけるだけなんです。そして、少なくともこの現代の、今、日本の社会においてはね、赤字を出して自力で存続できない株式会社というのは、その社会から退場をするということになっているんです。これが基本なんです。退場するんですよ。でないと迷惑をかけるから。これが私は株式会社なんです。いや、私が言っているのではなくて、これが今、日本における株式会社の立ち位置なんです。ですから、なぜ第三セクターとか公社とかにこだわったのかというと、どうも本当は株式会社だと思ってる節があるのではないかと、そういう思いがあったからなんです。

そこでね、さらに確認しておきますが、これは色麻町産業開発公社、これは法人登記されておりますが、これは株式会社ということですのでよろしいわけですね。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そのとおりであります。ただ、今、いろいろお話なされましたけれども、株式会社はそのとおりです。結局、その利益を追求する以外にはございません。この第三セクターというのは、いわゆる自治体が資本を投入しての株式会社ですので、利益を上げるということは、それは当然目的にはありますけれども、先ほど担当課長から答弁されたように、利益だけではないんですよ。いわゆる経済的にその地域の中にあって大事な役割を担ったり、あるいは観光的な面もあったり、そういうことも含めますので、それで第三セクターということで、町が資本を入れた株式会社と、こういうふうになるわけです。

当初、町でこれは直営でやって始まったものです。その中で、このステーキハウスということで直営で始まって、利益が当然出ておりました。やっぱり町で利益産業を直接携わるといって自体に問題があるということで、それで第三セクター化した株式会社ということで、今、いったように法人登記をして今まで運営をしてきたと、こういう経過であります。ですので、これは確かに利益を上げるということは一番でありますけれども、それだけにとどまらないところにも判断をしていただきたいものだというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） だから、これは株式会社なんです。原則を押さえておかないと話がおかしくなるんですよ。これは株式会社で、赤字になって社会貢献をできるということはあり得ない会社なんです。黒字になっているから社会貢献ができると。ここは押さえておかなきゃならないと。そこでね、事実上の経営者は誰なのかという質問をしたところ、取締役だと。要するに、取締役会が事実上の経営者だと。本当かどうか私は分かりませんよ、私はちょっと違うんじゃないかなと思ってるんだけど、そう言うんだから。そうすると、この人たちが事実上の経営者なのに、なぜ町長が積極的に経営に参加しなければならないのかというのが非常に疑問なんですよ。色麻町は株主ですよ。株主。株主は経営者とは違うね。この経営に参加すると言っているんですよ。これはね、ちょっとね、いかがなものかなというのがあるんですよ。その事実上の経営者が取締役会であるにもかかわらず、町長が経営に積極的に参加すると、そのような思いを持っているのは、どういった理由なのかということをお伺いいたします。

それとね、この会社のオーナーはどなたなんですか。オーナー。そこについてもお伺いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） まず、オーナーは株主ということに、株主。（「株主」の声あり）株主全員がオーナーということで、実質の経営者は取締役ということでしょうね。その中で私が経営に関わっているのはなぜだということのようでありますけれども、町

としては参与という立場ということになるんですけども、ですから、相談を受けたことに対しては相談に乗るということで、どの程度まで乗るか、乗らないかは別として、そういう関わりは持っている。そして、これからも持たざるを得ないだろうということになります。また、議員の皆さんからもいろいろ指摘をこれまでに受けてきましたので、筆頭株主としてこういう状態を見てどうなんだということもありますので、私としても状況的に放置をするわけにはいかないというふうに思っておりますので、関わりは持っていかなくちやならないだろうというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 今ね、町長はね、重大な発言をしているんですよ。今の日本の社会においてね、このルールにおいてね、色麻町は株主です、最大の。株主の役割というのはあります。ところが、経営に参加していくと言っているんだよ。これができるのかどうかということなんですよ。それでね、法によりますと、色麻町にも条例ありますけれども、政治家が企業活動をする場合、これは禁じられているものがあるんですよ。なぜ政治家の町との関わりあるその会社、事業に対して活動を禁じているのかというの、これは理由がはっきりしているんです。だから禁止している。分かりやすく言うと、政治家が株式会社の民間の経営に介入すると、俗に利益相反ということが起きるんです。昨日の議論がそうでした。この会社に町のお金いっぱいつぎ込んだらいいんじゃないですかと、これ利益相反なんですよ。それから町長は、この会社の従業員のお金、町の税金で賄いたいと、これ利益相反なんですよ。誰か損するから。これは昨日の議論はね、株式会社の取締役の数人の方は涙を流して喜んだと思います。議員の提案も喜んだと思います。町長の話も喜んだと思います。ただ、聞いている町民は突き抜けた話だと思ってびっくりしたと思うんです。ちょっとあり得ない話をしているんですよ。ですから、本当に私はその株主としての役割の果たし方というのは、これはあります。これは当然やらなければならないことですが、経営に参加するということはどうなっていくかという、必ずその利益相反が出てくるんですよ。だから禁止されている。

そこでね、オーナーが、社長は誰でもなれるんです、社長ははっきり言って。取締役も誰でもなれます。オーナーというのは、誰でもなれるわけじゃないんですよ。堤オーナーとかって、西部のね。彼はオーナーだったです。全ての実権を握っていたんだから。オーナーは、もう一度お伺いしますが、どなたになります、オーナーは。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 第三セクター方式ということで、冒頭から言っておるわけですのでね、やっぱりこの場合は、株主の方は全員オーナーだという捉え方で、その中で代表取締役であったり、取締役だということが直接経営に携わると、こういう捉え方をしております。ですから、それ以上詳しいことはちょっと私も分かりませんが、それで間違っているとすれば、それはおわびしなくちゃなりませんが、捉え方としてはそういう捉え方をしてきました。それで経営者、いわゆる取締役会を私が招集をして、直接どうのこうのという指導をしたことはございません。あくまでもさっき言ったように、参与

という町の立場で相談を受ければそれに対応すると、こういうふうなことでありまして、直接経営的にこうしろ、ああしろというふうに先んじて話を出すようなことはしておりません。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 多分ね、この町長の話聞いていて、この会社がどういう会社かというの、なかなか理解ちょっとしにくいんだと思うんです。私の理解の仕方もちょうと違うんですけどね。70%株を持っているとなると、これは民間だと事実上のこれは経営者なんです。民間ではね。半分以上持てば。ところが、これは自治体なんです。自治体が70%の株を持っているとね。そして、相手は株式会社だと。そうなったときね、政治家がこの経営に介入することは、これは極めて好ましくないとされているんですよ。ここは押さえておかななくちゃならない。ただ、株主としてやることはありますよ。これはね。その株主としての権限を十分に発揮しなくちゃならないわけですからね、ここも押さえておかななくちゃならない。そこでね、産業振興課が参与として行っているようですが、これもちょっとおかしいんですけれどもね。私から言うと。定款にも何もこれ出ていないでしょう。定款にも出てない。そして、産業振興課が株式会社の担当課にもなっているんですよ、今の話だとね。そうするとこれ、株式会社の担当課ねという疑問が出てきますよね。そこでね、あまり長くやるつもりはありませんが、70%の株を持っている色麻町、色麻町としての発揮できる権限というのは法律で認められていますから、その権限は十分に発揮していただくと、これはこれでよろしいと思います。ただ、首長としてその経営に参画するというのは、私はいかがなものか、これが2点目なんですよ。

それと場合によってはね、これ町がこの会社の健全経営にね、当然関わっていかねばならない場合が出てくるんですが、そのとき、そのときですね、一番重要なのは、当然株主の皆さんに努力していただいて、これ再生していただけるのは一番いいですよ。再建していただけるのは一番いいと。この再建していくときね、重要なのは財務的な管理、これも必要なだけども、一番重要なのがね、新たな商品の開発、この株式会社のね。それからビジネスモデルをもう一度作り直すということだと言われているんですよ。そこで再生に向けた取組で何点か挙げられてますけれども、1つは全協で説明されたように会社の収支管理の改善、これはそうだと思います。これは努力してやっていただくと。それから2つ目にね、その次に挙げられているのが、今言った株式会社の新たな商品の開発とか、それからビジネスモデルをもう一度作り上げるという、それと大分退職されてる方も何かいるみたいなんです、会社の内部には私、踏み込みませんが、ただ、取締役の皆さんが努力していただけたらと思うんですが、やっぱり人材の育成だと言われているんです、特に株式会社の場合ね。こういったことをね、やはり最大株主の色麻町として、何らかの権限を発揮するのであれば、そういった点で株式会社の役員の方を叱咤激励しながら、再建に向けて頑張ってもらえるように努力していただくことを私は期待しているんですよ。

ただ、それからね、株式についてはお分かりのとおり、自社株については、いつでもその会社は株は買い上げることにはできているんです。自社株についてね。だから、取締役会での皆さんの見解が多分こうではないんだろうなという思いで私は聞いてたんです。これは基本です。自社株については、いつでも買い戻すことはできると。

それからもう一つ、ぜひですね、この辺は株主として努力していただきたいのはですね、少なくとも何らかの機会のときに、銀行からの指導についてはかなりの部分で会社の経営については受け入れていくと。これを無視してやってしまうとね、結構厳しい面が出てくるんですよ。ですから取りあえず、取りあえず今は我慢しなければならないんだから、いろいろなものを省略したとしても、例えばですよ、例えばの話なんですが、エゴマ、エゴマについてね、一時的にこれ縮小したとしても、将来のために、将来の体力を蓄えるためにであれば、そういったことについても銀行の指導を仰ぎながら言うことを聞いていかなければならないこともあるんだろうなというね、これは株主としてそういった理解とか判断も私はしていただく必要があるのではないかなと思っているんです。そういったことでね、いろいろ細かい点にも触れましたが、少なくとも新たな商品開発とビジネスモデルの再構築。この辺については株主として、やはり指導、助言なりをしていってもよろしいのではないかという、そういう見解を持っているんですが、この辺について最大株主の町長としてどのように考えられているか、お伺いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 天野議員言われたことは、そのとおりだと思います。ただ、天野議員に言われていろいろ聞いてみると、関わっていいのだから、関わって悪いのだから、分からなくなるような感じもするんですよ。町長として、あるいは町として会社に対しての経営にどうだという指摘もあるし、筆頭株主としてはこういうことについてはというふうな話も、今、承ったし、どこまで関わっていいのだから、関わって悪いのだから、ちょっと悩むような話もされたような気もするんですけども、ただ、今、現状から言いますれば、この新しい商品開発というだけの余力も今はありません。それから銀行の指導を受け入れる、それも当然です。ただ、銀行の指導はこのままの状態でもエゴマを取り扱ってれば、いずれアウトだということも言われました。ですので、エゴマは手を切るべきではないだろうかという、そういう指導もございましたけれども、私としてはこのエゴマについては、これまでも議会の中で皆さんに申し上げてきたとおりで、町の特産物としてここまで大分情熱を傾けてやってきましたので、これをやめるという選択肢は私は持っておりません。ですから、これは何としても頑張らなくちゃならないという思いですので、そういうことで、ただ状況は大分変わってきました。この特に3年間のコロナの中に入ってからは、全ての飲食店もさることながら、このエゴマについての取扱いも変わってきました。このエゴマで利益を上げるということは、大分厳しい。状況が厳しくなってきた、それだけ競争も激しくなった、外からも入ってくる。そういうことで、とにかくただ在庫を抱えるような状態だけは避けたいということで、今、取引にいろいろアドバイスをしながら進めておるところでもございますが、今、申し上げたと

おり、利益を上げるのは大変厳しいと。

それから、ちなみにこれまでその卵の関係もエゴマ卵ということで、エゴマを使っていたんですけれども、これもストップになったということで、大分状況が変わってきましたので、そういうことへも議会の皆さんからの知恵もお借りはしたいんですけれども、昨日もちょっと触れたんですけれども、このエゴマを取り扱っていることについての人件費、いわゆる専属でこれをやらせている人があるんですけれども、その人たちには時間給で払っているんです。最低賃金の時間給で払っているんですけれども、その賃金を町として何とか見てあげたら、エゴマを続けられるのではあるまいかというふうに今のところは思っております。いずれ改めて皆さんには相談したいということをお昨日申し上げたとおり、改めて相談をするつもりですけれども、そういうふうにしなくてエゴマを続けるのがこのままだと行き詰まるというふうに私も思っております。ですので、商品開発も当然そのようにしていかなくちゃならないんですけれども、それだけの体力が今ちょっとないので、何とかここを乗り切るために、今言ったようなことを含めながら、何とか助言をしてやっていけないかという思いであります。今、天野議員から言われたことについては、よく勘案しながら生かしたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） この会社の実態が私もよく分かんないんです、実はね。定款も読ませていただきました。でもよく分かんないですよ。何で分かんないかという、多分、この定款に一定の不備があるのではないかと私見ているんですよ。それでね、70%の株式を色麻町が保有しているが、事実上の経営者は取締役会だとおっしゃっているんですよ。株、5人いたとしても5株くらいしかないんですよ。その人たちが事実上の経営者だという。通常ね、色麻町がこれだけの株式を保有している場合ね、定款には事実上の経営者は誰なのかということはこれね、明記しておかなくちゃならないと私、理解しているんですよ。だから誰が経営者なのかが分からない。今そうなっていると思いますよ。ルールをね、一度、もう一度ひもといてみてください。

それで、そうすると株主、株主が事実上の取締役会が事実上の経営者だとすると、この方々辞めたら、その後の責任はどうなりますかね。それからオーナー、オーナーは株主だと町長がおっしゃってますが、私はそう思っていないんですよ。株式を70%持って建物、土地、あらゆるものを持っているのが色麻町だと私は理解しているんです。これが民間であるとする、間違いなくオーナーは色麻町以外ないんですよ。このオーナーの役割というのは、これあるんです。

それともう一つ、さらに言わせていただくと、町長はその株主の株主としての役割と、経営者としての役割というのがごっちゃになっているのではないかと思いますよ。よくこれ調べていただければいいと思いますが、やはり町長がこの経営に参加していくということは、私は非常に不適切だと、このような見解を持っているんですよ。いろいろ調べてみるとそうなっているようです。すると、この辺についてのね、改めて見解をお伺いして、そろそろ終わりたいんですが、見解次第ではまだちょっとだけね、触

れながら、今後のこともありますのでね。政治家が、私もそうですが、私たちがこの経営に介入していくと何が起きるかというね、起きることは大体決まっているんですよ。ということがありますので、ただいまについての回答を求めます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、法律をめぐるわけにはいきませんからですけども、たしか町長が第三セクターの社長というのは好ましくないか、禁じられているかどっちか分かりませんけれども、好ましくないことは間違いなかったと思うんです。第三セクターの株式会社の、いわゆる第三セクターというのは筆頭株主、町ですから、その経営者になることが禁じられているか、好ましくないかという表現についてははっきりしたことは、ちょっと今分かりませんが、好ましくないということについては間違いはないと思うんです。ですので、今言われたように、経営には直接携わってはいないわけです。それから、社長にも当然、町長になっていないわけです。さっき言ったように、参与という立場の中で、相談を受けたことについて相談をしたり、提言をしたりということはありません。実際の経営者会議については参加しておりません。あくまでも取締役会の人たちの会議でありますので、それには相談を受けない限りは積極的に顔を出すということはありません。ですので、ただ、町としても黙ってその人たちに任せていられるような状況には、今のところはなっていないということですので、相談を受ければ積極的に相談には乗っておるといふ現状であります。

○議長（中山 哲君） 10番天野秀実議員にお諮りいたします。ただいま一般質問続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。10番天野秀実議員。どうぞ。

○10番（天野秀実君） 先般、議会に対して改善計画が出されましたが、私はその改善計画に沿ってしっかりと改善がなされてね、会社が再生していくということを切に期待しております。それと同時にね、ひとつ70%の株式を有する色麻町の町民としてね、町民としてですよ、そして議員として、先般、定款をちょっと見させていただいたんですね。これでいいのかなとちょっと思うことがあるんですよ。この定款を見て、この会社の実態がよく分かんないところがあるんですね。それは先ほど、ですから私はね、一度この定款はしっかりと見直していただく必要があるんだろうと思っております。70%

の株式をね、有する色麻町の町民としてね、思うことは。それで通常、この定款の中には通常、事実上の経営者が誰なのかということは明記されてなければならないと理解しているんですよ。これがないと、誰が経営者なんだよと、実際は。取締役が事実上の経営者だと言ったけれども、これは私は違うと思っている。民間に当てはめると全く違うでしょう、もう。民間に当てはめちゃうとね。そこで、それと同時に定款には載ってないのだが、取締役会に町の職員が参加しているとね。これはなぜそういうルールになったのかというのは分からないわけではないんです、これはね。分からないわけではないんです。町長がそこに参加するわけにいかないからね、多分、町長に代わってそこに行っていることになってるんだと理解しているんです。そこでね、この定款、定款の詳細について一度見直していただいて、この会社の実態をしっかりとその洗い出すと。そして、事実上の経営者もこの中に明記をすると。そして、これは株主総会で株主の承認を得る必要があると。ただし、70%町が所有してますからね。これはやろうと思えばすぐできるということになりますので、まずこの一番基本となるこの文章の見直しを行っていただくことを私は期待しております。

それから、経営の再建に向けて取締役会の皆さんには鋭意努力させていただくことを期待しておりますが、この定款についてね、もし何か見解がございましたら一言伺って、それで終わります。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 定款については、もう1回確認をさせていただきます。それから、この第三セクターということについては、若干私も誤って答弁したところもあるかもしれませんが、第一セクターというのは政府または地方公共団体だと、この点については同じだと思うんですけども、第二セクターが民間だと。合わせて第三セクターだということになっておりまして、必ずしも地方公共団体が筆頭株主であるか、ないかについては、特に問題は何も規定はないということで、私としては先ほどは当然、地方公共団体が筆頭株主であらねばならないような発言をちょっとさせていただきましたけれども、その点については私の考えはそうでは、誤っていたということで、訂正をいたしたいというふうに思います。（「終わります」の声あり）

○議長（中山 哲君） 以上で、10番天野秀実議員の一般質問が終わりました。

次に、12番福田 弘議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。12番福田 弘議員。

〔12番 福田 弘君 登壇〕

○12番（福田 弘君） 議長のほうから一般質問の許可を得ましたので、令和5年定例会6月会議の一般質問をさせていただきたいと思っております。

今回の定例会ではですね、通告1問だけで質疑をしていきたいと思っております。

最近マスコミでもですね、頻繁にヤングケアラーの件について取り上げられる機会が多くなってきております。家族の病気とかですね、介護あるいは若い兄弟の世話を行う

18歳未満の子供、通称ヤングケアラーと言いますが、その支援が国のほうも、各自治体のほうもですね、大きく動き出してきていると、このことについては町長もマスコミなどでですね、重々御承知なさっているものと思います。ヤングケアラーの問題が社会問題として取り上げられるというふうになった背景には、核家族化、また少子化、また高齢化、共働き世帯の増加とかですね、いろんな家族構成の変化があって、このようになってきたものかなというふうに思われます。そういう状況下においてですね、厚生労働省のほうでもヤングケアラーの実態調査もやっていますし、宮城県においても昨年度実態調査をしております。令和4年度宮城県のほうで実態調査やりましたけれども、仙台の私立の小・中学校を除いて、県内ですね、公立高校または特別支援学校の中学2年生、高校2年生、さらには小学5年生を対象として調査を行っております。その調査結果については、県のほうのホームページでも閲覧できますので、それらの数値については既に町長あるいは教育長のほうでも把握なさっていると思いますので、このことについてはあえて申し上げません。そういう状況下において、本町の取組についてどのように考えているか、お聞きしていきたいと思えます。

それで、まず第1点目ですけれども、ヤングケアラーの実態把握はということで通告をさせていただいております。それでですね、厚生労働省のほうでは、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱を定めて、地域における実態調査把握を地方自治体のほうに要請をしております。これについては、令和4年の3月末に要請が来ておりますし、さらに今年ですね、2月だったかな、3月、再度この調査の要請が来ております。そういう状況下の中で、町ではそういうヤングケアラーとはいかないまでも、いろいろな子供さんの置かれた環境あると思いますので、それらの実態は把握されているのかどうか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 福田議員の質問に答えたいと思えます。

ヤングケアラーということでもありますけれども、福田議員のほうでは確認している人があるかもしれませんけれども、町としてはヤングケアラーの実態調査は、今のところは行っておりません。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） ヤングケアラーの実態調査はまだ実施していないと、私もですね、既に把握しているかどうかと言われると、私にそこまで把握能力ありませんので、色麻町にそういうお子さんがいるかどうか、詳細にはまだ分かりません。ただ、うわさ話ではですね、そういう話もあるやには聞いておりますけれども、それを確信持ってこのお子さんがヤングケアラーだというふうには、申し上げられる状態ではございません。そういう状況下の中で、今、質問をさせていただいております。

令和2年度、国のほうでですね、実態調査やっていますけれども、その実態調査の中で

ですね、両親あるいは高齢者、子供さんの世話を始めた年齢についても問いかけております。それによりますとですね、中学2年生では平均9.9歳から世話をやっていると。また、全日制高校2年生では12.2歳から家族の世話をやっていると。これを見ますとですね、小学生の頃からそういう世話をはじめているというふうな実態が国の調査で分かっております。国ではですね、令和3年度に小学生についても再度実態調査を行っております。やはり小学生の回答の中でですね、家族の世話をしていると回答したお子さんは6.5%。そして世話をしている家族は兄弟、小学生でも小さいお子さんをですね、面倒見ているという子供さんが結構多くいらっしゃるようでございます。そのようにしてですね、やはり兄弟、家族の世話をしているということになれば、やはり勉強はもちろんのことクラブ活動、また友人と遊ぶこともですね、ままならないというお子さんですね、少なからずいるのかなというふうに思います。やはりそういう状況下の中でですね、さらには不登校とかですね、あるいはいじめとか、そういう境遇に追い込まれるお子さんも発生しかねないというふうに私は考えます。国で調査した調査結果、県で調査した調査結果がそのまま色麻町に当てはまるものとは思いませんけれども、こういう状況下においてですね、色麻町にも少なからずいらっしゃるのかなというふうに推測するわけですが、国の動き、あるいは町内の動向を見て、町長、教育長、どのように感じられているか、簡単に結構ですので、一言お聞きしておきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） まずもって、私のほうからヤングケアラーの町の現状ということでお話をさせていただきたいと思っております。

まず、ヤングケアラーでございますけれども、本来大人が担うような家族の介護だったり、兄弟の世話を日常的にすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている子供が、こちらがヤングケアラーと言われております。例えば障害だったり、病気の家族に代わって買い物、洗濯、家事などを行っている。そして例えば、あと、幼い兄弟の世話をしている、そういった方々が勉強に励む時間だったり、部活に打ち込む時間などが削られて影響を及ぼしている子供というのがヤングケアラーというふうになります。

町の状況でございますが、本町にもヤングケアラーの該当者についてはいることはあります。ただ、該当件数がちょっと少ないものですから、家族だったり、個人のほうが特定される可能性がちょっとありますので、内容だったり、人数については申し訳ございませんが、回答のほうは差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 学校関係、児童・生徒については、非常にこれ繊細な問題で、これ例えばつかんでいる、つかんでいないとなると、個人が特定されるおそれもありますので、そこについては具体的なお答えはいたしかねますが、とにかくヤングケアラーについては、先ほども調査の結果、議員さんもありましたように、そういう結果が出ているということは色麻にも今、現実にいるかもしれない、いてもおかしくないということで、学校ではいわゆる把握に努めているのは間違いありません。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、町長に代わって担当課長、あと、教育長のほうからですね、町の状況等について簡単に答弁をいただきました。そこでですね、ちょっとまたお聞きしていきたいと思えますけれども、これは担当課長のほうにお聞きしますけれども、現在、第2期色麻町子ども・子育て支援計画、進行しておりますけれども、その計画期間というのは、いつからいつまでだったのでしょうか、ちょっと私も調べてくればよかったですけれども、ちょっとその部分ちょっと抜けてしまったものですから、お聞きしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

第2期子ども・子育て支援計画でございますが、令和2年度から令和6年度までというふうになってございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、担当課長のほうからですね、現行の子ども・子育て支援計画の計画期間、令和2年から令和6年度ということですので、計画期間、来年度で終了なるわけですね。分かりました。

そういう中でですね、前段でも申し上げましたけれども、国のほうで定めておりますヤングケアラー支援体制強化事業、これにはですね、ヤングケアラーの早期発見、把握に向けて自治体が行う実態調査あるいは福祉・医療・教育機関等ですね、関連機関が連携して行う研修などにもですね、国が財政支援を行うというふうに明記されております。令和5年度事業ではですね、その補助率も拡充し、さらに令和5年3月29日付です、再度全国の自治体にこの実態調査、そして関係職員等の研修を促しているという状況であります。そうした中で、子育て支援計画も来年度で終了だということになるとですね、当然、子育て支援計画にもヤングケアラー支援についてですね、当然、盛り込んでいかなければならないこの事項かなというふうに考えます。他の自治体です、今、新たな第2期子育て支援計画策定している自治体もありますけれども、ヤングケアラーの支援について盛り込んで、今、策定を進めているという自治体もあるようございます。そういう状況下でありますのでですね、ヤングケアラーの実態把握、まだ実施していないという町長の答弁でしたけれども、やはりこの時期に来ていますので、ぜひ本町でもですね、実態調査、大変難しいと思えます。やはり各家庭のですね、家族構成あるいは家族の協力体制、いろいろな詳細に調査しなきゃいけないと思えますけれども、やはりこういう時期に来てますので、実態調査はぜひするべきかなというふうに考えますけれども、その辺について再度する考えがあるかどうか、お伺いしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

今、子ども・子育て計画、来年度で終了ということでございますけれども、今年度、

秋頃にですね、国のほうでも子ども大綱というのが策定をして出されてくるというような状況でございます。その大綱に沿った形で実態調査というか、ヤングケアラーだけではなくて、子ども・子育て計画に必要な実態調査、アンケート、これが必要かというふうには思っておりますので、その大綱を見ながら進めたいなというふうには考えております。現時点でヤングケアラーだけの実態調査につきましては、実態調査することでそのアンケート、調査自体がどのように活用できるのか、それともアンケート調査後にどういった支援ができるのか、その調査の結果をどう活用するのか、そういったのを考えながら調査をする必要がありますので、現時点では調査のほうは予定はありませんけれども、国の子ども大綱、秋に出てくる子ども大綱を見ながらアンケート等をですね、考えていきたいというふうには思っております。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、担当課長のほうからですね、次期子ども・子育て支援計画の策定に向けたアンケート調査の中にですね、このヤングケアラーに関する調査も、アンケート調査も盛り込みたいような回答がありましたけれども、やはりこのヤングケアラーの実態調査、他の自治体、宮城県もやっていますけれども、やはり通常の子ども・子育て支援計画と違ってですね、相当深く掘り下げた調査になっているようです。それをですね、やはり子ども・子育て支援計画、今までやっていたアンケート調査にですね、さらに深掘りということで、あるいは対象とする子供さん、御家庭を広くして調査することになると、これまた大変であるし、煩雑になるのかなというふうに考えます。ですから、このヤングケアラーの関係については、県も国のほうもですね、対象年齢をある程度絞ってですね、そしてさらに絞った中で掘り下げて調査しているという調査です。国のほうで子ども・子育て支援計画策定に向けた指針が出ると、それを見てというよりもですね、やはり現在、国なり県あるいは他の自治体でやっているような調査、対象人員絞っても結構ですので、ある程度ですね、全体を把握しろと言っているんじゃないので、色麻の概要がある程度分かるような実態をですね、こう調査しておくべきかなというふうに考えますけれども、再度その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 時期を見ながらですね、ヤングケアラーというのは、ないというわけにはいかないかもしれませんが、やっぱり実態の分かるというのは、それぞれの地区の実態の分かるというのは、区長さんであったり、保健推進委員であったり、民生委員であったりということだと思いますので、いずれそういう機会を捉えてどういう形の調査がいいものかをよく検討してですね、今言われたようなヤングケアラーということで、表に出ないことで相当苦勞している子供さんがあれば、やはりその把握はしておかなくちゃならないというふうに思いますので、ちょっと時間を要するかもしれませんが、今申し上げたような方々に協力を求めながら、ちょっと調査の方向に進めたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 町長のほうからですね、実態調査の実施に向け検討したいということでしたので、それについてはよろしく願いをしておきたいと思います。ただですね、この実態調査、大変プライバシーに関わる問題ですので、よその自治体、国、県もですね、やはり人を介してアンケート調査するんじゃないかと、郵送なりですね、あるいはインターネットで回答していただくというような手法を講じてますので、その辺、国、県、また、現在実施している他の自治体の状況を勘案してですね、やはり早急にですね、実施していただければと思います。よろしく願いをしておきたいと思います。

次にですね、児童・生徒の様子からヤングケアラーであると把握できるような学校での取組はということで通告をさせていただいております。日頃からですね、子供の様子をよく見てくださっている学校の先生方だと思いますので、児童・生徒の様子からですね、ヤングケアラーであると把握できるような学校での取組、どのようなものがあるかその辺についてまずお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、お答えいたします。

ヤングケアラーにつきましては、自らヤングケアラーだと相談してくるケースは多くなく、関係者が気づいてあげることが必要と考えております。兆候といたしましては、学園に通学する児童・生徒に限ったことではありませんが、一般的にまず元気がなく表情が乏しい。例えば精神的に不安定、次に欠席・遅刻・早退が多い。不登校傾向やもしくは不登校である児童・生徒。修学旅行や宿泊行事等を欠席する。宿題・課題の提出漏れや遅れがある。保健室で過ごしていることが多い。授業中の集中力が欠けている。事業中に居眠りをしていることが多い。学力が低下している。友人関係が希薄などと言われております。

学園では、このような兆候があった場合は、先生方が声がけするなどしております。また、1か月に1回、児童・生徒に対して学校生活アンケートを実施し、把握に努めているところでございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） さっき担当課長が答弁なさったようにですね、子供の様子を見てちょっと不安だなというお子さんには、先生のほうからですね、声がけをしているという状況は分かりました。やはりですね、日頃の様子、ちょっとした変化もですね、やはり学校の先生であれば分かると思いますので、そこからですね、やはりヤングケアラーだなというような児童・生徒がいればですね、やはり保健福祉部門なり何なりとですね、連携をしながらその対応を練っていただければなというふうに思います。

そこでですね、文部科学省のほうでですね、平成22年に作成した生徒指導提要というのがあるようでございます。その指導提要ですね、平成22年に策定して、12年ぶりに令和4年の12月にですね、改訂されております。改訂版、多分、教育長もお目通しなさっていると思いますけれども、その中にですね、児童・生徒の家庭での過度な負担についての支援という項目がございます。その項目の中でですね、ヤングケアラーに対する学

校教職員の支援の在り方として、支援に係る研修の重要性がですね、掲載されております。学校現場の先生方に対してですね、その指導提要に沿った研修がなされているものかどうか。あるいは今、計画されているものかどうか、教育長のほうにお伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、お答えします。

先ほど議員さんがおっしゃったとおりですね、生徒指導提要というものが令和4年12月に改訂がされました。この中にはですね、第13章、多様な背景を持つ児童・生徒への生徒指導の中で、ヤングケアラーについて触れております。この中で学校教職員の支援に係る研修に参加することが重要ですということであっております。

町として研修会を開いているというわけではございませんが、県が主催となって研修会を開催しておりますので、そちらのほうにですね、参加するように周知を図っているところでございます。県のほうの主催は保健福祉部子ども家庭支援課というところで主催し、今年度につきましては、令和5年の7月21日に県の大崎合同庁舎のほうで開催する予定となっておりますので、参加をするように周知しているところでございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） やはり学校単独あるいは教育委員会単独でですね、やはりこういう研修会開催するの大変だというふうに思います。やはり県のほうでですね、今年の7月開催されるということでございますので、多くですね、教職員の方々参加していただいております。この実態把握などに向けてですね、研修を積んでいただければなというふうに思います。その辺については学校のほうにもですね、よろしくお伝えしていただければなというふうに思います。

次にですね、（2）で通告しておりますヤングケアラー支援策の推進ということで質問をさせていただきます。

国が掲げるヤングケアラー支援はですね、早期発見・把握、また支援の推進、そして社会的認知度の向上ということで、その3つを大きな三本柱としてですね、県のほうでは動いております。そういう状況でございますので、町のですね、具体的な取組、検討されている取組について、まずお伺いをしていきたいと思います。

それですね、（1）で早期発見・把握に向けた関係機関の連携はできているのかということで質問させていただきます。ヤングケアラーはですね、法律などで定められた判断基準、明確な定義がまだございません。そういう状況下でですね、ヤングケアラーはどのような状態にある子供を指すのかという点においてですね、やはり関係機関ごとに解釈を持っていると考えられます。また、共通課題を認識することなくですね、支援の目的や方針が不ぞろいであったりですね、一貫した支援の提供が難しくなっているケースもあるというふうに言われております。やはり支援の方向性にですね、差異が生じては、せっかく支援してもですね、子供さんの実にならないというふうに考えますので、関係機関同士顔を合わせてですね、協議し、共通理解を持った上で対応することが重要

と考えます。そういうふうを考えますので、町の関係機関の連携はできているのかどうか、まずお伺いをしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

町におけるですね、関係機関との連携につきましては、保育所、幼稚園、小・中学校などで気になるお子さんがいた場合にはですね、子育て支援室に連絡相談をいただくことというふうにしております。また、高等学校におきましては、学校で把握した場合はですね、生徒の住所地である市町村へ連絡相談することになってございます。介護支援専門員、ケアマネジャーさんだったり、介護事業所等につきましては、町の地域包括支援センターへの連絡相談、その後、子育て支援室等々との情報を共有しながら、支援策等を検討しておりますので、関係機関との連携はできているというふうを考えております。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 教育現場、また、包括支援センターとかですね、連携しながらやっているということですが、そこでまたお伺いをしていきたいと思えます。国のほうでですね、ヤングケアラー、他機関、多種職連携によるヤングケアラー支援マニュアルというのを各自治体のほうに出していると思えます。その中でですね、ヤングケアラーがいる家庭を支援するに当たりですね、どこの部署が主体となって調整を行うのか、また、責任を明確にしておく必要があるというふうになっております。この町ではですね、支援するに当たり、どこの部署が主体となって調整を行うのか、まずお伺いをしておきたいと思えますし、このヤングケアラーの相談窓口、これをどこに、どこというふう考えているのかどうか、お伺いをしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

町における関係機関の担当部署ということですが、子育て支援室が担当というふうになります。ただ、介護事業所等々につきましては、包括支援センターとの連携が常にできておりますので、そちらへの相談が第一報になるかというふうを考えております。

○議長（中山 哲君） 12番福田 弘議員にお諮りいたします。ただいま一般質問続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時30分まで休憩します。

午前11時54分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） それでは午前に引き続き、午後の質問をさせていただきます。

午前の最後の質問でですね、相談窓口と、あと、調整する窓口ということで御質問させていただきました。担当課長のほうから子育て支援センター、あるいは地域包括支援センターという答弁がありましたけれども、これは相談窓口と調整窓口、いずれもその2つというふうに捉えていいものかどうか、ちょっとその辺確認させていただきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

基本的には相談、それから調整のほうも子育て支援室が中心というふうになります。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、相談窓口、それから調整窓口、子育て支援室という答弁でございますけれども、やはりこのヤングケアラーについてはですね、ケアラー本人が小・中学生あるいは高校生ということで、やはり大変配慮しなければならない点があるのかなというふうに思えます。まず、相談窓口ですけれども、やはり児童・生徒であればですね、ヤングケアラー本人が常日頃顔を突き合わせている、あるいは家族がですね、常に行き来して気軽に相談できる窓口というふうに考えてですね、設置しなければならないのかなというふうに思えます。担当のほうでもですね、国のほうで出している支援マニュアル持っていると思えますけれども、ちなみに13ページちょっと見ていただければなというふうに思えます。そこにはですね、相談窓口を設置する場合の配慮といえますか、そういうのが記載されております。本人向け、家族向けという形でですね、記載されておりますけれども、本人あるいは家族向けであればですね、やはり本人そしてその家族と普段から接点があり、相談しやすいところというふうにならわっております。やはり小・中学生がですね、子育て支援センターまで出向いて相談するというのはですね、ちょっと敷居が高すぎるのかなというふうに思えます。ですからですね、本人あるいは家族向けであれば、これは学校のほうに大変御負担をおかけすることになると思えますけれども、学校のですね、ほうにですね、そういうお子さんの相談窓口といえますか、常日頃気づいていらっしゃると思えますけれども、やはり相談の窓口はですね、本人、家族が接点があるところというふうに捉えたほうがいいのかというふうに思えますけれども、その辺についてどのようにお考えかどうか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 児童・生徒についてでございますが、これは別にヤングケアラーに限定することなくてですね、いわゆる児童・生徒に関わることの相談というのは、やはり身近にいつも接している学校が中心になってしかるべきであって、それは特に窓口をという、何というか、看板をぶら下げなくともですね、いわゆる先生方に日頃の相

談活動で相談があったり、それからスクールカウンセラーもいますし、スクールソーシャルワーカーもいますので、そういう特に限定したというよりも、今までの相談体制をより機能するようにしていきたいと考えております。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 相談窓口ということですね、看板立てるとかじゃなくてですね、やはり児童・生徒あるいは保護者の方々にですね、その何らかの形で、今後いろいろな面で啓発とかも必要となってくると思いますけれども、そういう面ですね、ある程度配慮した中で、常日頃の中ですね、対応していただければなというふうに思いますので、それについては教育長さんのほうによろしく願いをしておきたいと思います。

この13ページにですね、連絡先、担当者あるいは地域関係者向けということで、そちらはですね、やはりさっき担当課長が、担当課長といいますか、子育て支援室長が答弁なさったようにですね、やはり民生委員とか、あるいは社会福祉協議会とか、いろいろな関連する団体があるかと思います。また、役場庁舎内でもですね、関連する担当課、いろいろな部署ですね、あると思いますけれども、そちらのほうはやはり子育て支援室という形ですね、その辺の共通認識を持ってですね、皆さんで対応していただければなというふうに考えますので、その辺はですね、看板立てる立てないじゃなくて、皆さん共通認識を持った中で対応していただければなというふうに考えますので、よろしく願いをしたいと思ひます。

次にですね、続いて調整する、調整をする担当部署ですけれども、これについてもですね、この支援マニュアルのほうに詳しくですね、書いております。24ページから25ページにかけてですね、いろいろ考慮した中であるようでございますけれども、やはり子供さんのケアについてはですね、やはり大変繊細な部分がございますので、やはり深い関わりを持つ関係機関といいますか、例えば学校であれば、いろいろなスクールソーシャルワーカーとか、いろいろ専門の先生、あるいは養護教員とかですね、そういう方々がいらっしゃって、そこが中心になって子育て支援室なり、保健福祉課の部署なりですね、そういうところと連絡を調整していただいて、うまく子供さんを見守っていただくということがあろうかと思ひますし、また対象者が保護者、高齢者の方々がですね、ヤングケアラーに世話になっているということであれば、やはりこれは保健福祉部門の介護保険係あるいは地域包括支援センターとかですね、そういう窓口一本化じゃなくて、やはりケース、ケースによって調整する部門もですね、変更させていくと、柔軟に変更させていってですね、対応するというのがこのヤングケアラーの支援については必要なのかなというふうに考えますので、その辺について担当課長でも結構ですし、町長でも結構ですけれども、答弁をお願いをしておきたいと思ひます。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

今、議員おっしゃったとおり、様々なケースがあるかというふうに思ひます。それぞれまず家庭環境等も様々でございますので、その個々の状況に合わせた対応が本当に必

要というふうになりますので、その都度関係機関とともにですね、支援策を検討して、今後もまいりたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、担当課長のほうからですね、様々なケースに沿って、柔軟に対応するというございますので、その辺ですね、やはり相談者あるいはケースを発見した時点で、たらい回しということはないと思いますけれども、やはり共通認識を持ってですね、対応していただくことを改めて要望しておきたいと思います。

次にですね、ヤングケアラーに対して具体的な支援策はあるのかということで通告をさせていただいております。ヤングケアラーの支援を検討する際にですね、ヤングケアラー本人に関する情報、ケアを必要としている家族に関する情報、そのほかですね、様々な情報をできる限りヤングケアラーを含む家族の状況を正確に把握しておくことが重要なことというふうに考えます。これらの情報を共有してですね、支援目標、支援計画を立てていくと考えますけれども、実態調査もですね、まだ行っていないという段階でですね、支援策ということで求めるのはちょっと早急かもしれませんけれども、本町としてですね、今後そういうヤングケアラーが発生した場合、通報といいますか、発見された場合ですね、どのような形で支援をしていく考えなのかどうかお伺いしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

ヤングケアラーに対しての具体的な支援策でございますが、具体的に決まっているものは特にございません。先ほども申しましたとおり、家庭環境等いろいろ様々でございますので、個々の状況に合わせた対応というふうになりますので、関係機関とともに今、支援策のほうをその都度検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 個々の状況を把握してからこう対応、関係機関と支援策を検討し、対応していくということですが、やはりヤングケアラーに対する支援はですね、高齢者に対する支援あるいは生活困窮者に対する支援、児童虐待に対する支援などと違ってですね、やはり家庭環境が複雑に絡み合っているというふうに考えます。国のほうでもですね、やはりいろいろな自治体あるいは関係団体のほうに指針なりあるいはプロジェクトチームのですね、報告書、まとめてお示ししておりますけれども、その中で大きく4つに分けてですね、その支援策を実施するといいますか、支援策をケアラーのほうに講じていくと、講じていくべきだというふうになっております。これについては令和3年5月17日にですね、ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクト報告書というのがですね、出ております。中身見るとですね、大変ややこしい内容なんですけれども、これをちょっと私なりに分析してみたんですけれども、このヤングケアラーに対する支援というのはですね、4つ、先ほども言いました。それは早期把握、これは前段から申し上げておりますけれども、早期に発見し

て把握していろいろな支援につなげると。1つは早期把握、次が相談支援。そして次がですね、やはりヤングケアラー、小さい御兄弟を世話しているという事例も結構あるという報告が出ておりますので、やはり家事・育児の支援、これも重要だと。また、高齢者の方を介護している場合あるいは障害のある御両親とかですね、お母さん、お父さんをケアしている場合というケースがございますので、介護サービスの提供ということで、その4段階に分けてですね、支援をしていくというのがベターだというふうに私なりに解釈をさせていただいたところです。

ですからですね、そういう前段から言っていますけれども、早期に発見する体制の構築、また、相談体制の充実といいますか、それらがまず取りかかりのスタートラインだと。また、そういうお子さんが出てきた場合、その家事・育児を何らかの形で支援すると。保育所もあろうかと思えますし、いろんな見守りとかですね、いろいろ出てくると思いますが、そういうのも大事だと。あと、介護サービス、福祉サービスになりますけれども、これは地域包括支援センターなりがですね、中心になって調整を取りながらサービスを提供すると。そして、ヤングケアラーの負担を軽減し、学校生活なり、あるいは自分の自由時間なりを見いだしてあげるといのが大事だというふうに思われますので、そういう体制の構築出てきてから、じゃあこの人にはこうだ、ああだというふうにですね、検討するんじゃないかと、こういうケースが出てきた場合は、こういう段取りでこういうサービスが提供できますよと、支援ができますよという体制だけではですね、やはりあらかじめ関係機関と協議しながら構築し、体制を整えておくべきというふうに考えますが、その辺についてどのように考えるかですね、ちょっとお伺いをしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

今、議員おっしゃったとおりですね、体制の構築というのは非常に大事なというふうに思います。ただ、町単独で整備できるかというのと、なかなか難しいところもございますので、こういったところも国の動向だったり、近隣の市町村の状況、こういったところの把握に努めまして、基本的な構築に、体制の構築にですね、向けた整備は今後していきたいというふうには考えております。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、子育て支援室長のほうからですね、体制の整備に向けて関係機関といろいろ協議しながらですね、構築していきたいということでございますので、その辺についてもですね、早めですね、対応方お願いをしておきたいなというふうに思います。

そこでですね、やはり関係機関といろいろ勉強しながら立ち上げる、支援に向けて体制を構築していくということになると、前段でも言いましたけれども、関係機関の方々あるいは役場の担当部署の方々、このヤングケアラーに対する研修というのは、どうしても必要になってくるのかなというふうに考えます。国のほうで示しているですね、補

助事業ございますけれども、その中でもですね、その研修事業についても補助対象として拾い上げて、児童・生徒の支援につなげていくというふうに掲げておりますので、その関係職員、関係団体を含めたですね、その研修、ぜひですね、この機会にですね、早急に取り組んでいただければなというふうに考えますけれども、もう既に実施しているということであれば、それはそれで結構なんですけれども、実施していないのであればですね、国のほうで定めている指針に沿ってですね、研修にも早速取りかかっていたいただければと思いますけれども、その辺の考えについてお伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

研修の状況でございますけれども、令和4年の3月にですね、要保護児童対策協議会の研修会ということで、児童虐待対応と関係機関の役割、連携というような研修をしております。その中でですね、ヤングケアラーについても併せて研修のほうを実施させていただきました。参加者につきましては、ちょっとコロナ禍の関係もありましたので、そのときは縮小しまして幼稚園、保育所の職員を中心に行っております。

それから、本年度でございますが、先ほど議員もおっしゃったとおり、国の補助事業がございます。県のほうからも県の事業として無償で講師の派遣もできますというようなお話もございましたので、早速、県のほうに申込みをさせていただいております。7月の20日ですね、午後に予定をしております、ヤングケアラーに関する研修会のほうを予定をしております。内容については、今、県のほうと調整中でございます。民生委員だったり、保健推進委員、あと、それから保育所、幼稚園教職員等々にも御案内を差し上げたいなというふうには、今のところ考えております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、答弁のあったようにですね、県のほうでもこのヤングケアラーについてはですね、国の指針に沿って積極的に講師を派遣するという体制を取っているようですので、こういう事業をですね、今後も積極的に活用してですね、共通認識を深めていただければというふうに思います。これについては、令和5年度で7月20日実施するということですのでですね、より多くの関係機関、そして関係職員ですね、出席を呼びかけるようお取り計らいをお願いをしておきたいなというふうに思います。

次にですね、最後の項目になりますけれども、ヤングケアラーであると自覚のない方への広報啓発はどのように行っているか、行うのかということで通告をさせていただいております。厚生労働省と文部科学省の実態調査によりますとですね、ヤングケアラー本人がヤングケアラーかもしれないと気づかずにですね、また誰にもですね、SOSを出さずに生活しているという実態がですね、相当数あるという報告があります。誰しもですね、ヤングケアラーの当事者や関係者になる可能性があることを認識することがですね、ヤングケアラーの早期発見、そしてまた把握につながるものというふうに考えます。国のほうでは令和4年度から3年間をですね、ヤングケアラーの認知度向上の集中

取扱い期間として、中高生の認知度5割を目指して広報啓発を行っております。本町でもですね、実態調査と並行してヤングケアラーに関する広報啓発を積極的に実施し、中高生のみならずですね、町民全体の方々にこのヤングケアラーに対する認知度を向上していただければなというふうに考えますけれども、町の取組についてお伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

広報啓発活動についてでございますが、町の広報紙、それからホームページの活用を今考えてございます。またですね、町民の一番身近な存在であります民生委員、児童委員ですね、等などを対象としました研修会、先ほど申しましたけれども、こういった研修会を通して、ヤングケアラーに関する知識向上に努めていきたいというふうには考えております。なお広報紙につきましては、今、7月号で啓発というか、ヤングケアラーについてということで、掲載のほうを予定をしております。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、町の広報紙あるいはこうホームページなどを活用して、その啓発に努めていくということですがけれども、やはりヤングケアラー、児童・生徒でございます。やはり自分がヤングケアラーだというふうに気づかずに、自分だけ一人で悩みながらですね、生活している児童・生徒が少なからずあるのかなというふうに考えますので、教育現場でのですね、この児童・生徒に対するヤングケアラーといいますか、その子供たちが自らですね、このヤングケアラーを自覚し、相談に常日頃の行動から把握するんじゃないかと、気軽に相談できる体制といいますか、そのための広報啓発といいますか、その辺について教育現場でどのように考えているかどうか、その辺お伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 気軽に相談できる体制づくりについては、本当に学校ではヤングケアラーに限らずに取っていくつもりでございます。ヤングケアラーに関しては、先ほど議員がおっしゃったとおりですね、やっぱり児童・生徒については、自分がヤングケアラーだということを気がついていない、それからあと、ヤングケアラーそのものが意味が分からない、それから私、何と言うんですかね、家族のお世話をするということは辛い思いをしても至極当然なことだと思って、知らず知らずのうちにヤングケアラーになっている児童・生徒も、これは一般論としてですが、いるのではないかと思います。学校としては、まず先ほどお話しした学校生活アンケート、毎月取っている際にもヤングケアラー、こういうのもあるんだよというような説明、つまり口答でまず伝えるということを中心に、児童・生徒への啓発をしていきたいと考えております。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） ヤングケアラーについてですね、町長、教育長、そして担当課長から前向きなですね、答弁をいただきましたので、国の指針あるいは他の先行自治体の

ですね、事例を参考にしながら、本町でもですね、やはり取りこぼすことなくですね、ヤングケアラーといいますか、児童・生徒を支援していただくことを切に要望いたしまして、今回の一般質問を終わらせていただきます。

- 議長（中山 哲君） 以上で、12番福田 弘議員の一般質問が終わりました。
これをもって一般質問を終了いたします。

日程第3 報告第3号 令和4年度色麻町繰越明許費繰越計算書について
(令和4年度色麻町一般会計繰越明許費)

- 議長（中山 哲君） 日程第3、報告第3号令和4年度色麻町繰越明許費繰越計算書について（令和4年度色麻町一般会計繰越明許費）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告の内容説明を求めます。総務課長。

- 総務課長（高橋正彦君） 報告第3号令和4年度色麻町繰越明許費繰越計算書について御報告を申し上げます。

令和4年度色麻町一般会計補正予算（第9号）及び（第12号）に規定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告を申し上げます。

款、項、事業名、金額を申し上げます。

第2款総務費第1項総務管理費では、小型移動式クレーン車購入事業で771万5,000円。

第4款衛生費第1項保健衛生費では、保健福祉センター高圧機器等交換工事で449万9,000円。

第8款土木費第2項道路橋梁費では2件ありまして、バックホウ購入事業で396万円。除雪車両購入事業で1,322万6,000円です。

第10款教育費第6項保健体育費では、学校給食センターエアコン改修工事で1,606万円。

金額合計で4,546万円を全額翌年度に繰り越したものでございます。

財源内訳ですが、既収入特定財源が320万円、未収入特定財源の国県支出金が2,553万1,000円、地方債が1,310万円、一般財源が362万9,000円となりました。

以上、簡単ではございますが、令和4年度色麻町繰越明許費繰越計算書についての御報告といたします。

以上でございます。

- 議長（中山 哲君） これをもって報告の説明を終わります。

- 議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、報告を終わります。

日程第4 報告第4号 令和4年度色麻町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（中山 哲君） 日程第4、報告第4号令和4年度色麻町水道事業会計予算繰越計算書について議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告の内容説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 報告第4号令和4年度色麻町水道事業会計予算繰越計算書について、報告の内容を御説明申し上げます。

令和4年度色麻町水道事業会計の予算繰越しにつきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費において、王城寺地区給水管切替え事業において、先行で実施しておりました配水管布設事業の遅れにより、年度内の完成が困難となり、429万円を繰越しいたしました。

財源といたしましては、当年度分損益勘定留保資金429万円でございます。

なお、事業につきましては、4月20日に完成しております。

以上、簡単ではございますが、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告申し上げます。

○議長（中山 哲君） これをもって報告の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、報告を終わります。

暫時休憩いたします。議員各位はそのままお待ちください。

午後2時02分 休憩

午後2時06分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第5 議案第48号 色麻町監査委員の選任について

○議長（中山 哲君） 日程第5、議案第48号色麻町監査委員の選任についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（早坂利悦君） 議案第48号色麻町監査委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、本町の監査委員として御活躍いただいております早坂仁一さんの任期が令和5年6月30日をもって満了となりますので、引き続き監査委員をお願いいたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の御同意をお願いするものであります。

御承知のとおり、早坂仁一さんは、長きにわたり加美よつば農業協同組合の職員及び常務理事等の要職を歴任された方であります。大変温厚で清廉潔白な方であって、人格と経歴から監査委員として最適任と考えております。本町の監査委員として8年間財務及び事業の執行管理全般に多大なる御貢献をいただいております。なお、新たな任期は令和5年7月1日から令和9年6月30日までの4年間であります。

よろしく同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中山 哲君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 討論については、人事案件でもありますので、先例に従い省略いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決をいたします。本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際、申し上げますが、ボタンを押さなかった者は反対とみなします。

議案第48号色麻町監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それではボタンを押してください。

〔電子採決システムにより投票〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数です。よって、議案第48号色麻町監査委員の選任については、同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

議員各位はそのままお待ちください。

午後2時06分 休憩

午後2時06分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第6 議案第49号 色麻町教育委員会委員の任命について

○議長（中山 哲君） 日程第6、議案第49号色麻町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（早坂利悦君） 議案第49号色麻町教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、教育委員であります千葉律之さんの任期が令和5年6月30日で満了となりますが、引き続き教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

千葉律之さんは、一の関地区の御出身で、長きにわたり教職に就かれ、松島自然の家所長、岩出山高等学校校長、仙台市立仙台青陵中等教育学校の校長など、数々の要職を歴任され、さらには宮城県社会教育専門委員としても活躍されました。学校教育及び社会教育に精通をされ、人格、識見共に教育委員としてふさわしい方と考えております。令和2年6月11日から教育委員に就任し、本町の教育行政全般にわたり、御尽力をいただいております。新たな任期は令和5年7月1日から令和9年6月30日までの4年間でございます。

よろしく御審議を賜り御同意くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 討論については、人事案件でもありますので、先例に従い省略いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際、申し上げますが、ボタンを押さなかった者は反対とみなします。

議案第49号色麻町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それではボタンを押してください。

〔電子採決システムにより投票〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数です。よって、議案第49号色麻町教育委員会委員の任命については、同意することに決しました。

日程第7	議案第50号	色麻町農業委員会委員の任命について
日程第8	議案第51号	色麻町農業委員会委員の任命について
日程第9	議案第52号	色麻町農業委員会委員の任命について
日程第10	議案第53号	色麻町農業委員会委員の任命について
日程第11	議案第54号	色麻町農業委員会委員の任命について
日程第12	議案第55号	色麻町農業委員会委員の任命について
日程第13	議案第56号	色麻町農業委員会委員の任命について
日程第14	議案第57号	色麻町農業委員会委員の任命について
日程第15	議案第58号	色麻町農業委員会委員の任命について
日程第16	議案第59号	色麻町農業委員会委員の任命について
日程第17	議案第60号	色麻町農業委員会委員の任命について
日程第18	議案第61号	色麻町農業委員会委員の任命について

○議長（中山 哲君） 日程第7、議案第50号色麻町農業委員会委員の任命についてから日程第18、議案第61号色麻町農業委員会委員の任命についてまで、以上の12か件はいずれも農業委員会等に関する法律第8条に基づく農業委員会委員の任命同意でありますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題とし、質疑、採決は各議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第50号色麻町農業委員会委員の任命についてから日程第18、議案第61号色麻町農業委員会委員の任命についてまで、以上の12か件は一括議題とし、質疑、採決は各議案ごとに行うことに決しました。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（早坂利悦君） ただいま一括議題となりました議案第50号から議案第61号までの色麻町農業委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

現在の色麻町農業委員の任期が令和5年7月19日で満了となることから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員の任命をいたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

農業委員の推薦及び募集を令和5年3月1日から同月27日まで行った結果、13名の届

出があり、任命過程の公正性及び透明性を確保するため、4月25日に色麻町農業委員会委員候補者評価委員会を開催いたしました。評価委員会の結果を踏まえ、農業に関し識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関し、職務を適切に行うことができる方、農業委員会の所掌事務に利害関係を有しない方、女性農業委員の方、計12名の方を色麻町農業委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

議案第50号では北大地区の鎌田一宣氏、議案第51号では吉田地区の早坂孝悦氏、議案第52号では志津地区の佐藤 勝氏、議案第53号では上郷地区の佐々木範雄氏、議案第54号では下黒沢地区の菅原隆行氏、議案第55号では下高城地区の早坂成弘氏、議案第56号では清水地区の齋條仁美氏、議案第57号では一の関地区の堀籠勝恵氏、議案第58号では花川沢口地区の大泉貞行氏、議案第59号では南大地区の武田公美子氏、議案第60号では宿地区の阿部きよ子氏、議案第61号では向町地区の堀籠慶浩氏、以上12名であります。

よろしく御審議を賜りまして、同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより議案第50号について質疑に入ります。質疑ありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 討論については、人事案件でもありますので、先例に従い省略いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際、申し上げますが、ボタンを押さなかった者は反対とみなします。

議案第50号色麻町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それではボタンを押してください。

〔電子採決システムにより投票〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数です。よって、議案第50号色麻町農業委員会委員の任命については、同意することに決しました。

○議長（中山 哲君） 続いて議案第51号について質疑に入ります。質疑ありませんか。
3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君）　ここで質疑をさせていただきたいと思います。

先ほど町長より今回の農業委員、選考委員会の上で御同意をいただきたいということで御提案をいただきました。しかるにこの選考委員会のメンバーはどういった方で決められたのか、適正に適切な方を多分委員会として委員を選ばれたんだと思われるんですが、どういった方のメンバーで何名ほどでまず決められたか、まずそれをお尋ねしておきたい。その際、町長部局より今回の農業委員の選考に当たって、適正な方々ですよというのは、どのような指標、要は根拠を持って示されたのか、その点2点聞いておきたいと思います。

また、評価委員会のほうから質疑、質問等はその際なかったのか。あった際、どういった話が出たのか、お尋ねしておきたい。

まず、先にその3点をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中山　哲君）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山崎長寿君）　お答えいたします。

選考委員会のメンバーでございますが、副町長、それから総務課長、それから行政区長会長、行政区長副会長、町婦人会長、産業振興課長、税務課長となります。7名でございます。

○議長（中山　哲君）　町長。

○町長（早坂利悦君）　質問、私に対しての質問等についてはございません。

○議長（中山　哲君）　根拠はだと。町長。

○町長（早坂利悦君）　これは根拠と言われても困るんですけども、これまで今のメンバーはずっと同じメンバーでして、農業関係に例えば、職員であれば関われる産業振興課長とかですね、そういう人たちということでの人材ですね。それから全体的なものということで、区長会長、副会長、それから婦人会長ということで、ほぼ網羅的に。

○議長（中山　哲君）　町長、あのね、根拠というのは、このメンバーを選んだのの根拠は何だったんだということを尋ねてるんだと思うよ。副町長。

○副町長（山吹昭典君）　評価委員会の委員長を務めました私のほうから、その判断等々の材料となった部分についてお答えをいたします。

先ほど町長の提案理由の中でもございましたが、農業委員会等に関する法律の中で第8条について、委員の任命に関する規定がございます。その第1項から第7項までございますが、これらの各項目について、評価委員会において評価基準なる審査基準を定めております。それに基づいてそれぞれ各項目について、一人一人について点数化をし、各委員がそれぞれの判断で点数を定めたところでございます。その点数の合計の高い順の方から町長に対し、報告いたしたところでございます。その農業委員会等に関する法律第8条の規程の中で、第1項については、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項等々について、その職務を適切に行うことができる者、さらには第4項ではですね、逆に不適格者として、委員となることができない旨の規定をされております。破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、2つ目として禁錮以上

の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者、これらが農業委員としての欠格事項に該当する者ということで、この部分については事前に調査をし、13名の応募者の中で該当する者はいませんでした。第5項では、農業委員の中に占める認定農業者の数が過半数を超える者ということで、認定農業者である個人あるいは認定農業者である法人等の役員、あるいは使用人となっている者、これらの者が12名の過半数を超すことが1つの条件となっております。また第6項では、この農業に関する識見について、農地等々についての利害関係を有しない者、これは公平、公正性を保つためにそういった利害関係を有しない者を含めるということが規定されております。そして第7項については、委員の年齢、性別等について、著しい偏りが生じないよう配慮しなければならないということで、農業委員会等に関する法律第8条に規定されているこれらの条項について、先ほども申しましたが、それぞれの項目について評価基準というものを定め、それらを点数化をしてそれぞれの委員がそれぞれの委員の判断の下で各候補者について点数を付していただきました。それらの各委員の合計点数の高かった順に、適正だろうということでの各委員の総意を持って、町長に報告をしたところでございます。

最後にですが、今回のこの議案の順番なんですが、先ほど言った点数の高い順に議案番号を付しているわけではなくて、この順番については応募の受付順で、それぞれ今回提案する順番だということで、なお申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今、選考委員長から自ら答弁をいただきまして、ありがとうございました。

7名の方で選考なされて、公募の方まで入れると13名。その中で点数評価の高い順からいって12名選んだと。ただ、法の第8条の7項までの間の関係で1つ気になるのが利害関係という言葉は今、発せられました。このメンバーの方々全てが全てとは私は言いません。例えば町と関係をする部分、農協関係、その他もろもろの外郭団体、そういった部分に関わる方がいたのか、いないのか。先ほど話しあったとおり、法人、もしくは認定農家のそういった方々については過半数以上入れなくてはいけない。年齢の偏りをしてはいけない。あと、先ほど男女参画の関係もありますから、女性の30%も含んで目指してくださいと、国の指針等もあります。そういったことを加味なされたんだと思うんですが、そういった部分をしっかり適正に見て判断したということで御承知すればよろしいのかどうか。

また、12名を必ず置かなくちゃいけない、そういう関係も含めての判断で12名を置いたのか。そのあたりの判断基準はどうだったのか、点数が高い、高くないではなく、町としての農業委員の法の番人として適正な方々を今回12名ここに上程なされたということで御承知すればいいのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 副町長。

○副町長（山吹昭典君） 相原議員にお答えをいたします。

この農業委員のあくまでも候補者の選定ということでございまして、これらについては、先ほど来農業委員会等に関する法律第8条のそれぞれの規定に基づいて、それぞれの委員が事務局のほうから一人一人について、現在の職歴等々についての説明があり、それらを判断材料にしながら、各委員の判断の下で点数化をし、その順位に基づいて町長に報告をしたところであり、それらの会議の中での一人一人について、その適正性等々についての意見等は特にございませんでした。

以上です。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 討論については、人事案件でもありますので、先例に従い省略いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際申し上げます。ボタンを押さなかった者は反対とみなします。

議案第51号色麻町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それではボタンを押してください。

〔電子採決システムにより投票〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数です。よって、議案第51号色麻町農業委員会委員の任命については、同意することに決しました。

○議長（中山 哲君） 続いて議案第52号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 討論については、人事案件でもありますので、先例に従い省略いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際申し上げますが、ボタンを押

さなかつた者は反対とみなします。

議案第52号色麻町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それではボタンを押してください。

〔電子採決システムにより投票〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数です。よって、議案第52号色麻町農業委員会委員の任命については、同意することに決しました。

○議長（中山 哲君） 続いて議案第53号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 討論については、人事案件でもありますので、先例に従い省略いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決をいたします。本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際申し上げますが、ボタンを押さなかつた者は反対とみなします。

議案第53号色麻町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それではボタンを押してください。

〔電子採決システムにより投票〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数です。よって、議案第53号色麻町農業委員会委員の任命については、同意することに決しました。

○議長（中山 哲君） 続いて議案第54号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 討論については、人事案件でもありますので、先例に従い省略いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決をいたします。本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際申し上げますが、ボタンを押さなかった者は反対とみなします。

議案第54号色麻町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それではボタンを押してください。

〔電子採決システムにより投票〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数です。よって、議案第54号色麻町農業委員会委員の任命については、同意することに決しました。

○議長（中山 哲君） 続いて議案第55号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 討論については、人事案件でもありますので、先例に従い省略いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決をいたします。本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際申し上げますが、ボタンを押さなかった者は反対とみなします。

議案第55号色麻町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それではボタンを押してください。

〔電子採決システムにより投票〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数です。よって、議案第55号色麻町農業委員会委員の任命については、同意することに決しました。

○議長（中山 哲君） 続いて議案第56号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 討論については、人事案件でもありますので、先例に従い省略いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決をいたします。本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際申し上げますが、ボタンを押さなかった者は反対とみなします。

議案第56号色麻町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それではボタンを押してください。

〔電子採決システムにより投票〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れはありませんか。（「取消しだな」の声あり）
取消しでなくて、賛成なら賛成、反対なら反対で押してください。ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数です。よって、議案第56号。（「おかしいよ、こいつ」の声あり）何。（「もう1回押ししてしまった」の声あり）もう一度確認いたします。ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） では、賛成なら賛成、反対なら反対、どちらかを押してください。（「1回締め切っちゃったので、もう1回リセットさせて」「次」の声あり）

天野議員。（「私は賛成に押したの。賛成なんだけれども、出ない。私、佐々木範雄さんに押したんだけど。」の声あり）1回取消しをしたの。もう1回する。駄目だべ。ボタンは押したのね。（「押ししました。賛成に押した」の声あり）ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 押したんだね。押したんだけれども、出ないということだね。はい。ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数です。よって、議案第56号色麻町農業委員会委員の任命については、同意することに決しました。

○議長（中山 哲君） 続いて議案第57号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 討論については、人事案件でもありますので、先例に従い省略いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決をいたします。本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際申し上げますが、ボタンを押さなかった者は反対とみなします。

議案第57号色麻町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それではボタンを押してください。

〔電子採決システムにより投票〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数です。よって、議案第57号色麻町農業委員会委員の任命については、同意することに決しました。

○議長（中山 哲君） 続いて議案第58号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 討論については、人事案件でもありますので、先例に従い省略いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際申し上げますが、ボタンを押さなかった者は反対とみなします。

議案第58号色麻町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それではボタンを押してください。

〔電子採決システムにより投票〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数です。よって、議案第58号色麻町農業委員会委員の任命については、同意することに決しました。

○議長（中山 哲君） 続いて議案第59号について質疑に入ります。質疑ありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 討論については、人事案件でもありますので、先例に従い省略いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決をいたします。本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際申し上げますが、ボタンを押さなかった者は反対とみなします。

議案第59号色麻町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それではボタンを押してください。

〔電子採決システムにより投票〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数です。よって、議案第59号色麻町農業委員会委員の任命については、同意することに決しました。

○議長（中山 哲君） 続いて議案第60号について質疑に入ります。質疑ありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 討論については、人事案件でもありますので、先例に従い省略いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際申し上げますが、ボタンを押さなかった者は反対とみなします。

議案第60号色麻町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それではボタンを押してください。

〔電子採決システムにより投票〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数です。よって、議案第60号色麻町農業委員会委員の任命については、同意することに決しました。

○議長（中山 哲君） 続いて議案第61号について質疑に入ります。質疑ありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 討論については、人事案件でもありますので、先例に従い省略いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際申し上げますが、ボタンを押さなかった者は反対とみなします。

議案第61号色麻町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それではボタンを押してください。

〔電子採決システムにより投票〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れはありませんか。
〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数です。よって、議案第61号色麻町農業委員会委員の任命については、同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後2時55分 休憩

午後3時08分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第19 議案第62号 色麻町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

○議長（中山 哲君） 日程第19、議案第62号色麻町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） 議案第62号色麻町情報通信施設の設置及び管理に関する

る条例の廃止について、提案理由を申し上げます。

色麻町情報通信施設は、地域の高度情報化を図り、災害情報等の提供及び住民福祉の向上に資するため、総務省所管平成23年度情報通信技術利活用事業費補助金事業、災害に強い情報連携システム構築事業を活用し、災害時においても情報発信が可能な情報網として、地域W i M A Xの基地局を町内6か所に整備し、確実な情報を伝達するシステムとして構築いたしました。構築した当初は、目的を達成すべく、災害関連情報の提供に努めてまいりましたが、度重なるシステムの不具合により、その都度改修や、修繕を行いながら維持してまいりました。この情報通信施設は、令和5年4月1日をもって、施設の設置から10年が経過いたしました。基地局の送受信装置の故障などの不具合は、さらに顕著となっております。また、設備機器の部品交換サポートは既に終了し、この設備機器に関する国内ベンダーは撤退していることなどから、新規の設備調達は難しく、現状での継続運用が困難な状況となっております。

一方、町内における情報通信インフラ環境は、平成22年度から東日本電信電話株式会社と連携した町内の光ファイバー網整備により、令和4年度末における光ブロードバンドアクセスサービス加入数は、1,400を超えております。さらに、スマートフォンなどの急速な普及と併せ、住民の多くが容易にインターネットにアクセスできる環境が整ってまいりました。また、全国瞬時警報システムJアラートなどからの一斉送信については、有線放送を活用しており、住民が日常生活や災害時においても、個人が所有するスマートフォンなどの端末や有線放送などから、容易に町の情報を入手することが可能となったことなど、社会経済情勢、特に情報通信インフラ環境が大きく変化をいたしました。

当該情報通信施設の継続運用が困難な状況となったことや、近年における社会経済情勢、特に情報通信インフラ環境の変化などを総合的に判断をいたしまして、平成23年度情報通信技術利活用事業費補助金事業、災害に強い情報連携システム構築事業により取得をいたしました施設及び設備の財産の処分を行うべく、総務大臣宛てに財産処分届出書を提出をいたしまして、去る5月18日に受理されました。このことにより、地方自治法第244条の2第1項公の施設の設置及び管理に関する規定に基づく色麻町情報通信施設の設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

なお、施行日は公布の日といたしました。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） それでは、議案第62号について質疑を行います。4項目ありますので、ゆっくり内容を言います。

まず第1点ですが、今回、条例の廃止並びに処分ということですが、全協の資料に基

づく、平成29年度に防衛関係で自主返還しております。1億5,000万ですが、その段階で度々検証委員会等で結論を得ているので、もうその時点ではこのような結末は認識していたのではないかなと思われませんが、その点について第1点。

それから第2点ですが、これも全協でありましたが、今回は総務省管轄ですが、総務省所管補助金等に係る財産処分承認基準、今回は包括承認事項を適用してやっておりますが、本来の原則の基準はどのようになっていたのか。なお、今回適用する包括承認事項については、国庫納付に関する条件、これは付されないということですが、この国庫補助金に条件を付される場合はどのような場合なのか。

次に、先ほど担当課長から財産処分等の届出を行った旨の説明がありましたが、これが可決された場合、今後の処分実施計画並びに処分の内容等について説明を求めます。

第4点、財産処分でありますので、ここに色麻町においても統一的な基準による地方公会計による財務処理、そこにおける一般会計等貸借対照表にはどのように明記され、減価償却はどのようになっていたのか。さらに、補助金に関わるため、圧縮記帳の規則価格に適用したのかどうか。

まず、以上について説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

まず、その平成29年度、その段階で認識できたのではないかと、このような御質問かと思えます。平成29年度ということになりますと、平成25年4月1日のこの施設の設置でございますので、4年が経過いたしていると、そのような段階です。そこで当時、その一斉送信が叶わないということで、公共施設間の運用へと替えていったわけでございますけれども、全世帯の一斉配信から36、約40のですね、公共施設間への情報の配信ということで、システムによる負荷あるいはアンテナの調整というところで、当時はやはりシステムの改善を図ろうというような動きが公共施設間のシステムについてはあったという認識をしております。もちろん議員おっしゃるようになりますね、補助金適正化法に基づく財産処分ということについても認識はしておいたというふうに思いますが、当時はやはり4年目ということもありますので、さらには公共施設間全世帯から約40、端末の数にいたしますと、予備機を含めて50台の端末を動かすということでしたので、何とか改善を図ろうと努力をしていたものというふうに認識をいたしております。

それから、財産処分でございますけれども、通常の財産処分であれば、これは一般に転用あるいは譲渡、交換、貸付け、取り壊し、廃棄などといったような財産処分の種類がございますが、通常はいわゆる処分制限期間内の処分ということになりますと、当然、残余期間に相当する補助金の返還、これが国庫納付でございますね、これが生じてまいります。今回、包括承認事項の適用ということで御説明をさせていただいておりますが、これは10年を経過した施設において、社会的な情勢、今回ですと情報インフラの環境が変わったと、提案理由でも申し上げました。さらには修繕あるいは新規の調達、これが見通しがつかないと、難しいという状況であるということ、あるいは鉄塔のように例え

ば耐用年数42年、各設備が10年のようなものもありますが、やはり鉄塔だけでは当然この情報通信システムとして成り立ちません。そのようなところを総合的に判断をし、総務省、総務大臣宛て届出を出ささせていただきましたので、これは国において受理をしていただいたということですので、包括承認事項における処分ということでございますので、国庫納付は生じないということになります。

それから、処分の計画でございますけれども、これは処分期間、処分の費用とですね、処分に係る経費と、それから財源の問題がございますので、計画的にというふうには考えるはございますけれども、何年までの間にといったようなことは現時点では申し上げることができません。その年度、年度ごとにですね、財源のほうを考慮しながら、処分をしていきたいというふうに考えてございます。

処分する施設、設備でございますけれども、送受信装置あるいは伝送路設備、送受信アンテナ、送受信機、それから鉄塔などなど、施設、設備としては大きく分けますと9つの設備がございます。これは議員全員協議会の際に参考までに書類でお渡しし、写真なども添付をさせていただいておりますが、大体その総額で4,200万円程度の撤去費用、これを想定してございます。これは参考見積りの段階ですので、もう少し精査をする必要がございますけれども、鉄塔だけでも770万円ぐらい掛ける5棟ということになってまいりますので、1棟は屋上でございます。鉄塔だけでも4,000万円近くというような経費になってございます。

あとは財産処分に関する会計処理については、総務課長のほうからお願いします。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 小川議員の質疑にお答えします。

私のほうからは財産処分に係る会計処理ということで、公会計における一般会計等貸借対照表にこれの財産を処分、この条例に基づいて処分した場合は、どのように記載するのかというような御質問だったと思います。

それで、WiMAXに関する送受信装置やアンテナ、電源設備、鉄塔などにつきましては、固定資産台帳に記載しておりまして、今後ですね、WiMAXに関するこれらの送受信装置等を除却した場合には、固定資産台帳に反映させた上で、この貸借対照表の資産の部の物品に反映されることとなります。物品のところには物品減価償却累計額という欄にこれを記載、明記するということとなります。ただですね、この公会計に関しましては、会計士の事務所さんにも委託しておりますので、その事務所からの助言もいただきながら、これ適切に処理していきたいというふうに考えております。

それからもう1点目、圧縮記帳についてはどうですかというような御質問だったと思いますけれども、まず圧縮記帳というのは、国庫補助金等を受けて固定資産を取得した場合に、固定資産の取得価格から国庫補助金を控除した価格を取得価格とするというような制度のようです。それで、ただですね、この圧縮記帳については、公会計とか公営企業会計では、民間の企業会計とは違ってですね、特に規定はありませんので、これについては実施しないものと考えております。これにつきましても、公認会計士の事務所さ

んに助言をいただきながら、間違いのないように適切に今後処理していきたいと思えます。

なお、今回のこの条例廃止になった場合なんですけども、例えば令和5年度中に資産を除却した場合には、令和6年度にこの公会計、決算に係る財務書類を反映させることとなりますので、その辺をしっかりと認識した上で、令和6年度に反映させるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） ただいま詳細な説明がありましたが、第1番目のやつ、平成29年度の防衛の関係で云々ということなんですけど、やはり担当課長から説明あったとおり、あくまでも修理して所期の目的を達するために鋭意努力し、その結果としてこういう形になったという形で理解はしました。

それから2番目のこれも、はっきり言ってこういう形、総務省とのやり取りがあったと思うんですけど、包括承認事項の適用によって、適用によってですね、ここにも資料ありますが、耐用年数一番長いのは鉄塔42年、送受信装置で10年、それを踏まえて国庫納付に関する条件を付さないことで今回は処理するという事で理解しました。

3番目の処分計画実施につきましては、これも莫大な金がかかりますが、処分決定した以上はですね、年次計画に基づいて粛々とやるべきではないかなと考えます。

それから総務課長が言った、私が言ったのは一般会計と貸借対照表に明記したかということだったのであって、今の説明ですと、ここに資産の部、固定資産、有形固定資産の中の物品、有形固定資産の中で事業用資産、土地、インフラ、物品という形で説明したんですが、果たしてこの装置が物品に該当するものかどうか、その辺ちょっと疑問に思ったわけです。この処分の財産の内容を見ますとですね。ただ、貸借対照表には表示して減価償却してる旨の内容は理解しました。

それから、圧縮記帳につきましては、これは個人の税法上で利益の繰り延べという形でやってるんですけど、水道会計とかなんとかでよく補助金もらったのを借入れ資本金とか云々という形で従来やってきたんですけど、それが明確になってきたので、ちょっとこの関係について聞いてみたんです。ただ、この財産の処分に関しては、逆にですね、これ条例廃止にした場合、固定資産除却損という形で当然発生すると思うんですけど、その発生時期は条例、ここで言うこれが公布の日から施行する、条例は公布の日から施行するんですけど、現物は残っているはずなんです。ということは、条例の公布の日じゃなくて、現物がその年度ごとに処理した段階において、除却損の会計処理するという形で理解してよいかどうか、その点について説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

まず、一般会計等貸借対照表への明記ということでした。まずこれについては、先ほど議員がおっしゃったように、物品減価償却累計額のほうに明記されております。ただ、

これが物品に当たるかというような御質問でございましたが、まず、この決算に係る財務諸表を一番最初に作る段階でこう会計事務所さんと打合せをいたしまして、いろいろ助言をいただきまして、それからほかの団体との補助も合わせるような形で、固定資産台帳でその固定資産台帳も工作物と物品というふうに分けられてるんですけども、固定資産台帳の工作物につきましては、防火水槽、ため池、消火栓、橋梁、町道、林道、農道を工作物というふうに記載するように決めました。それで鉄塔等につきましては、これらにつきましては、固定資産台帳の物品の部に記載するというので決めましたので、今回もこの物品の欄に記載をしております。

それからこの圧縮記帳につきましては、小川議員がおっしゃったとおり、この形式でやって、これを適用しないでやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） 処分の実施計画についてお答えいたします。

毎年度、実施計画策定時にその財源を考慮しながらですね、3か年あるいは5か年といったような計画の中で、どのような形で財源がございますので、事業実施が見込めるか、まだ今現在分かりませんが、実施計画の段階でやはり計画的な、計画的に財源を考慮しながらやっていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） それでは、最後に町長に伺います。

条例を制定して夢の通信施設、この事業の結果がこのような結末、結論に達しております。当初から現町長が関わったわけではないんですが、これではあまりにもですね、この記録を見ますと、23年ですか、平成23年度情報通信という形でそれからやって、平成25年を起点として10年過ぎたということで今回の財産処分、10年ルール適用をしたかどうか分かりませんが、この間に膨大に職員並びに町民、それから財政的にも多大な迷惑をかけたと私は思っています。その結末がこういう形で、条例を廃止すればそれで行政手続き上はよろしいでしょうけれども、結局この事業は何だったのか。喉元過ぎれば皆忘れる昨今、やはりもう少しこの事業に対して、今後ですよ、検討すべきではないかなと私は思うんです。

併せて、執行部としての責任をどのように考えているか、御所見を伺います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 町でやる仕事については、全て責任はございます。そして、その責任というのは、最終的には町長にあるということになります。この大変残念な事業でありまして、今言われたように、職員も、あるいは町民に対しても、それから財政的にも多大に迷惑をかけたということは、そう言われたとおりであります。そういう中で、やはりこのどのような形で責任を取ったらいのかということだろうと思っておりますけれども、これまでの中ではそれで終わりかと言われればそれは仕方ないんですけども、町

長としての報酬の減額あるいは議員の皆さんも報酬の減額、そういうことで一つの形としては取ったんだと思いますが、果たしてそれが十分かどうかについては、これはまた別であります。ただ、このことについては、おわびする以外しかないんでして、いかようにも復帰するわけにはいきません。このことを肝に銘じながら、今後の事業について、二度とこういうことのないように進めなくちゃならないということ、さらに自覚をしたところでもございます。結局、責任というのは、政治家の場合は、この法的な責任というのは職を辞めれば、ある意味では職を辞めればそこまでだかもしれませんけれども、どうしてもこの政治家ということになりますと、道義的な責任ということもありますので、全く白紙になるというものではないかもしれませんけれども、ただ、私に言えることは、こういうことのないように肝にしっかり銘じながら、今後、仮にまた町政を任せられることができればですけども、そういうことなのかなというふうにだけ思っております。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第63号 色麻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第20、議案第63号色麻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） 議案第63号色麻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の

整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令が令和5年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、同令による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正がありましたので、所要の改正を行うものです。

主な改正内容でございますが、国の子ども・子育て支援法中、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める第19条第2項が削られたことに伴い、同法第19条は第1項のみというふうになりましたので、本条例で引用している箇所についての改正及び子ども家庭庁の発足に伴う主務大臣の変更による改正が、主な改正内容というふうになっております。

それでは、審議資料2ページの新旧対照表を御覧ください。

先ほども説明をいたしましたけれども、今回の主な改正は、国の子ども・子育て支援法中、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める第19条第2項が削られたことに伴い、同法第19条第1項のみというふうになりましたので、本条例の第6条第2項、同じく第3項、そして3ページの第7条第2項、第8条、4ページの第13条第4項第3号、5ページの第20条第4号、6ページの第34条第1項、第2項、第3項、7ページの第35条第1項、第2項、第3項、8ページの第36条第2項、9ページになります。9ページの第38条第2項、第50条第1項、10ページになります。第50条第2項、第3項、11ページの第51条第1項、第2項、12ページになりまして、第51条第3項につきましては、それぞれ該当する箇所になりますけれども、第19条第1項第1号と規定しているものを、第19条第1号に、第19条第1項第2号と規定しているものを第19条第2号に、第19条第1項第3号と規定しているものを第19条第3号に、第19条第1項各号と規定しているものを第19条各号に、同項第1号と規定しているものを同条第1号に、同項第2号と規定しているものを同条第2号に、同項第3号と規定しているものを同条第3号に改めるものでございます。

続きまして、5ページに戻っていただければと思います。

第15条で特定教育・保育施設の取扱い方針について規定をされておりますが、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条中、厚生労働大臣が定める指針につきまして、今回、内閣総理大臣が定める指針に改めましたので、本条例についても改正するものです。

続きまして、8ページを御覧ください。

第36条で利用定員について規定されておりますが、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が厚生労働省から子ども家庭庁への移管に伴い、内閣府令の扱いというふうになることから、第36条第1項に規定している同省令を同令に改めるものでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。

第43条で特定地域型保育の取扱い方針について規定されておりますが、先ほども説明をちょっとさせていただきましたが、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第

35条中、厚生労働大臣が定める指針につきまして、今回、内閣総理大臣が定める指針に改められましたので、本条例についても改正するものでございます。

なお、この条例の施行期日につきましては、公布の日から施行するものです。

以上、よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第64号 色麻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第21、議案第64号色麻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） 議案第64号色麻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が令和5年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、同令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正がありましたので、所要の改正を行うものです。

それでは、審議資料13ページの新旧対照表を御覧ください。

第24条で、家庭的保育事業所の保育の内容について規定されておりますが、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条中厚生労働大臣が定める指針につきまして、今回、内閣総理大臣が定める指針に改められましたので、本条例についても改正するものです。

なお、この条例の施行期日につきましては、公布の日から施行するものです。

以上、よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3 時 4 8 分 延会
